

徳島県企業管理規程第三号

徳島県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加藤 弘 道

徳島県企業局公印規程の一部を改正する規程

徳島県企業局公印規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第五条第二項及び第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第七条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

様式第三号の規定中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。